

# 山梨県公報

第千六百六十二号

平成十八年

五月一日

月 曜 日

## 目 次

使用料の収納事務の委託……………三四一  
 自動車税の収納事務の委託……………三四一  
 土地改良区の定款の一部変更の認可……………三四一  
 使用料の収納事務の委託……………三四一

## 告 示

### 山梨県告示第二百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
 平成十八年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 委託の相手方

甲府市飯田二丁目二番地 財団法人山梨県国際交流協会

#### 二 委託に係る使用料

山梨県立国際交流センターの使用料

#### 三 委託の期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百七十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。  
 平成十八年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号 地銀ネットワークサービズ株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	平成十八年四月二十八日から平成十九年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	平成十八年四月二十八日から平成十九年三月三十一日まで
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十八年四月二十八日から平成十九年三月三十一日まで
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社ディリーヤマザキ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十八年四月二十八日から平成十九年三月三十一日まで
東京都豊島区東池袋四丁目二十六番十号 株式会社ファミリーマート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十八年四月二十八日から平成十九年三月三十一日まで
大阪府吹田市豊津町九番一号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十八年四月二十八日から平成十九年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十八年四月二十一日笛吹川沿岸土地改良区の定款の一部変更を認可した。  
 平成十八年五月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 山梨県告示第二百七十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
 平成十八年五月一日

#### 一 委託の相手方

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社
- 二 委託に係る使用料  
山梨県営住宅及び山梨県特定公共賃貸住宅の使用料
- 三 委託の期間  
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで